平成２９年度保育士就職支援セミナー＜後期＞開催要項 参加費無料

座学「保育所保育指針の要点と解説」

ミニセミナー「お茶を飲みながら語りあう保育の集い」



保育現場のブランクや未経験に対する不安を解消するため、現在の保育に係る動向や保育所保育指針について学ぶ座学、保育現場の子どもの姿を知り、お茶を飲みながら交流もできるミニセミナーをご用意しました。就職に向けての参考にご活用ください。**今回、座学セミナー参加特典として平成29年告示の最新保育所保育指針の書籍を差し上げます。**

◆**対象者**

◇保育士として、ブランクのある方　　　◇保育士資格はあるけれど勤務経験のない方

◇保育士資格取得を目指している方

◆**実施日程**

◇裏面をご覧ください。

◆**内容**

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| ミニセミナー「お茶をのみながら語りあう保育の集い」90分間 | 【交流】お茶を飲みながら講師・参加者による交流をし、自己開示、疑問の解消を目指します。【演習】保育現場の画像・動画を観て、子どもの様子を知り、保育士の役割について一緒に考えます |
| 座学セミナー「保育所保育指針の要点と解説」90分間 | 【講義】保育に係る動向から、（新）保育所保育指針の要点についての解説をきき、保育現場で必要となる基礎知識の修得を目指します。【演習】指針の活用方法についてワークを行います。 |

**◆申込方法／希望する日程を裏面から選び、下記の連絡先まで、電話・ファクシミリ・メールでお申込みください。**

**◆申込事項／①お名前　②住所　③電話番号（繋がりやすい時間帯）　⑤希望する開催日**

****

申込み・お問い合わせ

**主催　鳥取県社会福祉協議会　鳥取県保育士・保育所支援センター**（担当　中井、栗山）

〒６８９－０２０１鳥取市伏野１７２９－５　鳥取県立福祉人材研修センター

電　　話　０８５７－５９－６３３６

ファクシミリ　０８５７－５９－６３４１

E-mail　nakaik@tottori-wel.or.jp

◆**保育士就職支援セミナー＜後期＞の日程**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 回 | 期日 | 会場 | 日程 |
| 第1回 | **（追加）****平成29年12月9日（土）**◇申込期限12/4 | 倉吉未来中心セミナールーム2（倉吉市駄経寺町212-5） | ■**受付**13時00分～13時30分■**ミニセミナー**13時30分～15時00分□お茶を飲みながらの交流□演習：画像・動画による保育現場と保育士の役割の理解■**座学セミナー**15時00分～16時30分□保育に係る動向□保育所保育指針の要点と解説□演習：指針の活用方法※途中に休憩が入ります。※セミナー終了後、ご希望により就職相談も行います。 |
| 第2回 | **平成30年1月24日（水）**◇申込期限1/19 | 県立福祉人材研修センター2F学習室（鳥取市伏野1729-5） |
| 第3回 | **平成30年1月26日（金）**◇申込期限1/19 | 米子市福祉保健総合センターふれあいの里　4F研修室1（米子市錦町1-139-3） |
| 第4回 | **平成30年2月21日（水）**◇申込期限2/16 | 県立福祉人材研修センター2F学習室（鳥取市伏野1729-5） |
| 第5回 | **平成30年2月23日（金）**◇申込期限2/16 | 米子市福祉保健総合センターふれあいの里　4F研修室1（米子市錦町1-139-3） |

◇各回の定員は10名です。どちらかのセミナーのみ受講することも可能です。

◇第2回～第5回のミニセミナーについては、外部講師（現役園長）による演習となります。

◆**このほかにも以下のセミナーや貸付け事業を行っています。詳細はお問い合わせください。**

◇セミナーの開催

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 内容 |
| 保育士就職支援セミナー実習保育のブランクを埋めるための「保育の職場体験」随時開催　3～5日間 | 職場体験を通して、保育現場の様子や保育士の仕事について把握し、就職に向けての参考にするセミナーです。 |

◇新たに保育士として保育所等において週20時間以上の勤務を行う方への貸付け

|  |  |
| --- | --- |
| 種別 | 内容 |
| （1）未就学児に係る保育料 | 保育料の半額（月額2万7千円、1年間を限度とする） |
| （2）就職準備金 | 就職の準備に要する経費（40万円、1回を限度とする）（例）通勤用の自転車購入、宿舎の礼金、被服　等 |
| （3）未就学児に係る預かり支援事業利用料 | ファミリーサポートセンター事業、ベビーシッター派遣事業その他の子ども預かり支援に関する事業の利用料の半額 |

※当該保育所等において2年間以上勤務した時、返還免除となります。

　※離職期間等の条件が追加される場合があります。